



2020年5月27日
帝都自動車交通株式会社

『新型コロナウイルスに関連する感染症防止』について(2)

当社では、新型コロナウイルスに関連する感染症拡大に際し、2月14日付で発表した「『新型コロナウイルスに関連する感染症防止』について」に引き続き、5月14日付で全国ハイヤー・タクシー連合会が発表した「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(第1版)」に基づき、以下の感染症防止を行っております。

■営業所及びタクシー・ハイヤー車両

- 次亜塩素酸水及びアルコールを使用した消毒・除菌を徹底
- 運行中の車両においては、一営業終了毎に車両等を消毒

■乗務員の健康管理

- 事業所にてマスク及び感染予防ハンドブックを配布
- こまめな手洗い・うがいの励行
- 始業時には、非接触型体温計にて体温の計測及び記録を行い、健康状態を確認
- 熱があり健康状態の疑わしい乗務員については、乗務に就かないよう指示し、病院での診断を受ける

ご利用のお客様におかれましては、何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

(参考)一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会(2020年5月14日発表)「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(第1版)」(<http://www.taxi-japan.or.jp/content/pdf.php?f=10011>)

以上